

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 2 月 12 日

分任支出負担行為担当官

宮内庁京都事務所長 武田 誠司

1 業務概要

(1) 業務名 京都御所ほか御殿その他清掃業務

(2) 業務場所 京都市上京区京都御苑(京都御所内)

京都市上京区京都御苑(京都大宮仙洞御所内)

京都市西京区桂御園(桂離宮内)

京都市左京区修学院藪添(修学院離宮内)

(3) 業務内容 当庁仕様書による。

(4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

(5) 本業務は電子調達システム対象調達案件である。

なお、当該システムによりがたい者は、発注者に書面により申し出のうえ、紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号(以下「予決令」という。))第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 令和 7、8、9 年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」の「A」「B」又は「C」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であり、かつ、当庁における指名停止期間中ではないこと。

(4) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)」に基づく建築物環境衛生総合管理業又は建築物清掃業に登録をしていること。

(5) 平成 27 年度以降に元請けとして誠実に履行が完了した下記の業務実績を有すること。

・複数施設の清掃業務(日常清掃及び定期清掃を含む。)を年間契約で請け負った実績(一契約、複数契約は問わない)

(6) 本業務に従事させることとする業務責任者は、清掃業務においての業務経験が 5 年以上あること。また、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。

(7) 入札説明書及び仕様書の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

(1) 担当係

〒602-8611 京都市上京区京都御苑 3 番

宮内庁京都事務所庶務課会計係

電話 075-211-1211 内線 137

E メール : kyo_kaikei@kunaicho.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所等

① 交付期間 令和 8 年 2 月 12 日(木)から同年 3 月 3 日(火)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前 10 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの間を除く。)。

② 交付場所 上記 3(1) 担当係

資料交付希望の場合は、事前に 3(1) 担当係へ連絡すること。

③ 交付方法 交付の際は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

- (3)一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期間、提出場所及び提出方法
- ①提出期間 令和8年2月12日(木)から同年3月3日(火)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前10時から午後5時まで。(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)。
- ②提出場所 上記3(1)に同じ。(紙入札の場合)
- ③提出方法 電子入札の場合は、電子調達システムに基づくものとする。
紙入札の場合は、持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)とする。

4 入札書の提出期限及び提出場所

- (1)提出期限 競争参加資格の確認通知を受けた日から開札日時まで(5に記載)
- (2)提出場所 上記3(1)担当係
- (3)入札方法 電子入札の場合は、電子調達システムに基づくものとする。
紙入札の場合は、持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)とする。

5 開札の日時及び場所

- (1)開札日時 令和8年3月17日(火)午前9時
- (2)開札場所 宮内庁京都事務所

6 その他

- (1)手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3)落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合があり、この場合、当庁は入札参加者を対象に事情聴取等の調査を行う。なお、入札の結果を保留した場合は、後日参加者に対し入札の結果を口頭で通知する。
- (4)契約書作成の要否
要。
- (5)関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (6)交付資料は、本入札以外の目的で使用してはならない。
- (7)詳細は入札説明書による。